

清國四月八日

泰西千八百七十四年五月廿三日

三月十七日ニ美國新貨二十八枚並ニ日本新貨

二十八枚ヲ貴下ヨリ落手シ之ヲアルツエント

ソウツルレバンクノ銀行之支配人へ渡シタリ然

ルニ右支配人ノ申立ニハ旧メキシコ洋銀上海

へ最前流通ノキハ西班牙洋貨騰貴シテ流通宜

キ頃ナリシニ其量目ハ七十三ニシテ八十九十

ノ相場ニ交換スル事アリ時宜ニ寄り毫兩以上

清國四月八日

ニ成ル事アリ然レモ其洋貨土地ノ流用ニ不足
シタリ此時ニ當ツテ舊メキシコハ唐銀七匁ノ
賤價ヲ以テ交換セリ其頃此地へ之ヲ買入レシ
夏教多ニシテ後一般ノ流通トナレリ今メキシ
コ洋銀ハ不足ト言ニアラス又モ亞國新貨ハ未
タ其定價定ラサレハ每人無差支是ヲ同價ニ受
取迄ニ至リ難タシ

是ヲ鑄鎔シ毎壹塊純銀何程ト言フコト貨幣ノ
表面ニ記載シタリ故ニ此地ノ人ハ是ヨリ以上
ノ價ニ通用スルコト難カルベシ殊ニ其貨幣ノ本

價則チ銀性ニ應當スル價ニ到ル迄ハ日々流用
ノ賤價ヲ以テシ遂ニ此ニ至ラシメズンハ行ナ
ハレガル事ナリ故ニ亞國新貨ヲ今舊メキシコ
洋銀ノ如ク流通ナカシムルニハ茲ニ一店ヲ開
キテ賣買ノ便利ヲ与フルニ他ナシ
如斯セハ若クハ舊メキシコ同様ノ價格ニ到ラ
ンカト存シラレ候

日本國銀ハ亞國新貨ノ比較ニアラス故ニ流通
若クハ尚ヲ難カルベシ

銀行支配人ハ亦職ニ其告白スル處真ニ信用

海軍省御取計有之度

スベキ適當ノ論ナリ
依之貴下へ回答スルハ夫レニ付貴下御決心ノ
御見込ニモ相定リ各國洋行へ御布告ニ相成候
迄ニ相運ニ候ハ、英國領事へモ此返書ノ旨ヲ
御示シ被下度候

上海道臺沈秉成

西國提領事

ジ、エ、フ、シ、ワ、ル、ド、閣、下

七年七月十七日

即日施行 (照)

長官

御用掛

(轉)

(河田)

(兼)

(河野)

海軍省一御掛合案

御省大秘書見玉利國儀臺灣蕃地へ差遣

申度御差支無之候ハ、同人渡蕃之辞令

於御省御取計有之度尤御用向之儀者當

局ヨリ可申合候此段及御照會候也

海軍省御取計有之度